

尼崎市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和4年6月27日 午後3時35分～午後5時13分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	能島 裕介
教育次長	高橋 利浩
管理部長	西村 和修
学校支援担当部長	中道 隆広
社会教育部長	橋本 貴宗
企画管理課長	西田 啓行
職員課長	西川 欣伸
就学前教育課長	谷 章
社会教育課長	松田 陽子
スポーツ推進課長	山本 正巳

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第28号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第29号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第30号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (4) 議案第31号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (5) 議案第32号 尼崎市社会教育委員の委嘱又は任命について
- (6) 議案第33号 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について
- (7) 議案第34号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について
- (8) 議案第35号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後3時35分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長

本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第31号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」、「議案第32号 尼崎市社会教育委員の委嘱又は任命について」、「議案第33

号 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について」、「議案第34号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について」および「議案第35号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第31号」から「議案第35号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。5月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。5月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、5月定例会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2の「議案第28号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第28号「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、説明申し上げます。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事項と教育長に委任する事項について整理し、定めたものでございます。この度、行政不服審査法に規定する裁決を行う事務につきまして、規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび規則改正を行うものでございます。改正の内容ですが、2ページの新旧対照表の左側、改正後をご覧ください。第2条第1項第11号に「行政不服審査法に規定する裁決を行うこと。」とありますが、下線部のとおり、かつこ書きで、「教育長へ委任された行政処分に係るものを除く。」という文言を追記いたします。教育委員会において、行政不服審査請求がなされた場合、その処分を行った事務が「教育長へ委任された事務」である場合と、「教育委員会の権限に属する事務」である場合では、それぞれの審査請求に対する事務の進め方が異なるものとなります。このうち、教育長へ委任された事務については、教育長が審査庁となり、審理員を選定したうえで、審理を経て裁決を行うことが行政不服審査法に規定されています。この規定に基づき、教育長へ委任された事務に関する行政不服審査につきましては、教育長が裁決を行う必要があることから、かつこ書きの文

言を追記し、規定の整備を行うものでございます。なお、改正後の規則の施行日は令和4年7月1日としております。また、3ページに現行の規則を参考として添付しております。議案第28号の改正内容の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 前年度末に行政不服審査請求の裁決に関する議案が出され、それに応じた対応ということで説明を受けていた。現行の対応からすると、教育長に委任された事務に対してと教育委員会の権限で行う事務についての分配ができていなかったという問題に対応いただいていることと理解している。適切に制度を修正いただいている内容かと思うので異論はない。

徳山委員 不備を修正するためのものであるから、必要な改正かと思っている。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第28号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第28号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第29号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」および「議案第30号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第29号及び第30号につきまして、一括して説明申し上げます。現在、就学前教育課で担っている私立の幼稚園・認定こども園への給付業務や認定業務につきましては、令和4年7月1日に、こども青少年局に移管し、こども青少年局で担っている保育所の認定・給付業務等と、窓口を一本化することで、市民サービスの向上と業務の効率化につなげることとなりました。その事務移管に応じまして、所属が担う事務分掌及び専決事項等について、整理する必要があるため、関係規則等の改正につきまして、あわせてご審議をお願いするものでございます。始めに、議案第29号「尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則」の改正について説明申し上げます。お手元の資料の8ページ、新旧対照表をお開きください。改正箇所は第4条になりますが、右側の現行の中ほどより下、就学前教育課に係る下線部分の項目第6号、9号、10号について、これらの業務を市長事務部局のこども青少年局に移管することから、削除するものでございます。これらの項目は、先ほど申し上げました、私立の幼稚園・認定こども園に係る施設型給付費、施設等利用給付費、各種補助金や認定などの業務であり、その事務分掌を削除するものでございます。なお、市立幼稚園への幼児の入園や転園等に関することや、子ども・子育て審議会に関するもののうち、幼児期の学校教育に関することなどにつきましては、引き続き就学

前教育課で担うものでございます。続きまして、議案第30号「尼崎市教育委員会事務局事務処理規程」の改正でございます。19ページ、新旧対照表をご覧ください。上段が改正後、下段が現行となります。こちらは、先ほどの議案第29号、事務分掌規則の改正に合わせて、就学前教育課に係る専決事項を整理するものでございます。改正する部分は、別表第2の個別専決事項表となります。下段の現行の一番下、第8号の下線部にありますとおり、1号認定子どもに係る支給認定を行い、施設型給付費等を支給することについて、当該事務をこども青少年局へ移管することからこの項目は削除し、規定の整理を行うものです。これらの規則等の施行日は令和4年7月1日としております。また、次ページ以降にそれぞれの現行の規則等を参考として添付しております。議案第29号及び第30号に係る改正内容の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 一本化することで、単純に業務量がすごく増えないかという意見もあるわけで、だんだん手続きを統一化されていくのかと思うが、7月1日からのこども青少年局の体制は整っているのか。

就学前教育課長 7月には窓口を一本化することは前々から決まっておりました。今後は、こども青少年局保育企画課、こども入所支援担当、保育管理課の3課に事務が分かれます。主には、こども入所支援課の認定業務と、保育管理課の給付業務の2つに分かれますが、担当同士で窓口の一本化に向けて事務手続きをしっかりと調整しておりますが、7月1日以降は運営しながら考えていきたいという話も聞いております。

正岡委員 19ページの一番下8番の1号認定の子どもというのを説明していただきたい。

就学前教育課長 幼稚園や保育所に入る子どもは認定を受けないと入れません。幼稚園に入る子供は1号認定と呼び名をされています。保育所に入る子どもは3歳から5歳が2号認定、0歳から2歳が3号認定という形で、認定を受けてから入所できるシステムとなっております。

正岡委員 認定はどこがするのか。

就学前教育課長 現在、1号認定は就学前教育課で行い、2号、3号認定はこども入所支援担当で行っていますが、7月1日からは、1号、2号、3号とも、こども入所支援担当の方で実施いたします。

白畑教育長 私立の幼稚園や保育所を運営しているところでは、1号と2号の両方を扱っている施設がありますが、窓口が1号だと教育委員会、2号だとこども青少年局に行かなければならないということで以前から懸案がありましたが、今回ようやく整ったということです。

太田垣委員 一本化されるということは、その内部での仕事業務が少なくなったからという考えもあったのか。それとも役割分担が大きく変わったためか。

就学前教育課長 業務が少なくなったわけではないです。一番大きなポイントとして、認定こども園が市内に21園ありますが、認定こども園は幼稚園部分と保育所部分が統合されていますので、その中には、先ほど申しました1号、2号、3号が含まれていますが、認定こども園から見ると1号の子どもについては教育委員会へ、2号、3号については保育の方に話さないといけないということで、両局に連絡や相談をするのがなかなかしんどかったという話を聞いております。それを解消するために実施するものです。

白畑教育長 現在、就学前教育課で1号認定の準備をやっている者が、そのままこども青少年局へ異動することになります。

中平委員 個別の案件に関しては、業務の一本化で調整いただく話が進んでいるということで異論はない。もう少し大きな枠組みで、私自身の考えや懸念も含めて、一緒に考えていただければと思うが、昨今の流れからすると、業務の一元化は進んでいるかと思うが、基本的に一元化していったときに行き先は市長部局に一元化されているのが、ほとんどの傾向ではないかと感じている。そういったときに、市民感覚としてもそうだが、教育委員会の仕事は何なのかといったプレゼンスみたいなものが同時に下がっていく懸念も私自身は持っている。そうしたときに、いわば教育委員会のアイデンティティとして、この業務は譲れないとか、あるいは、これはしっかりと教育委員会の主要な業務として担っていくべき業務、役割がある、あるいは市長部局と一元化したときに、市長部局で一元化することで効率的になっていくので、一元化の方向に舵を切ってもいいというような線引きみたいなものを事前にはしておかないと、教育委員会自体が市長部局に一元化していくような議論もあると思うので、大きな今後の整理みたいなものも行っていたらいいという感じをもったが、実際はどうか。

就学前教育課長 教育委員会の方は、まず一つは公立幼稚園を所管するということと、現在、修学前教育ビジョンを作成しておりますので、就学前の教育力の向上といったことも教育委員会が舵をとって市長部局と連携しながら進めていく役割になっていくかと思っております。

中平委員 大枠の議論は教育委員会で行われているのか。

白畑教育長 阪神間でも幼稚園の部分が市長部局に移っている所もあります。逆に保育園を教育委員会が取り込んでいるケースもありますが、保育まで持ってくるのは事務的にもしんどいので無理だろうと感じております。ただ、幼稚園教育を市長部局に渡すことは教育委員会として行いたくないというスタンスで、就学前教育のプラン、ビジョンみたいなものは教育委員会ですっきりと作らせていただき、市立幼稚園も含めて就学前教育を今後も担っていきたいということで進めております。

中平委員

それは教育委員会の合意として明文化されたものはあるのか。おそらく昨今の流れとして、口頭の合意だと実際に問題が起こったときに境界線が曖昧になってしまうので、教育委員会として教育委員会の主要な事業や業務は明文化し、よっぽどのがない限り譲れないものとして足場をしっかりと固めておいた方がいいと感じた。それから就学前教育に関してはむしろ市長部局よりも教育委員会の方が専門性を持って発揮できるということであれば、こちらに一元化していくような仕事の持って行き方も検討してもいいのかと感じた。2分野にまたがっているものは、予算や人手で一元化していく議論になっていくので、一元化、二元化のままではなく、一元化していったときに、教育委員会の主要な業務としてどう位置づけていくかも含めて、明文化をしていただけたらと個人的には感じている。

徳山委員

難しい話だと思うが、結局、大津いじめ事件を発端に、教育現場は自分で変えられないということで、どんどん政治が入ってくる仕組みになり、かろうじて教育委員会制度が残ったというわけだが、尼崎でも公民館の廃止のときに、教育委員会の存在価値は何かということをしごく考えて議論をしたが、義務教育の一番コアな部分でいうと、学問の自由であって、教育によって教育内容を統制してくれることによって、戦争に流れた過去のところを反省し、そういう思想統制的なことにならないようにというのが本来の役割でないかと思う。そうしたときに政治色が強い業務は、個人的にはできるだけ市長部局に明け渡した方が学問に専念しやすいという気もしていた。公民館の存在価値を考えたときに、教育と生涯教育はほとんどニアリーイコールで、今回の保育もそうだが、いろんな市町村が子育て世代を取り込むために必死の競争している中で、高校卒業までの医療費完全無料にして若い世代を取り込んだり、それぞれの市がどういうふう子育て世帯に優しい政策をとって、わかりやすいかといったロコミを含めてみたときに、これは政治の世界だなと感じた。今、尼崎でもなかなか子どもの受け入れ先を探すのにも難儀しているわけなので、予算を投じてもらって子育て世帯を増やそうとするその行政の役割はかなり重要と感じる。一つの意見としてだが、コアな部分だけは守って政治に巻き込まれるところはできるだけ明け渡した方がいいのではないかと私は思う。

中平委員

私は逆に政治問題化させないために必要なものを教育委員会に置いておくことも必要かと思っている。およそ行政の中で教育行政も含めて、世情の流れの中で政治問題化しないものはなく、子育てや出産でさえも政治マターになっていくような状況の中で、それを手渡していったときに、どんどん重要な部分がはぎ落とされていく。先ほど教育委員会の中で譲れないもの、主要な業務として何を事業として何を置いていくかというような話をしたときに、逆にそれを政治の風のような時流の中で左右するようなことに明け渡していったとき、例えば教育を初めとして市民生活に大きな影響が及んでいくようなものを政治問題化させないために、市民感覚でもって意思決定できる教育委員会の中に置いておく意味は小さくないと思う。これは徳山委員とは反対のことを申し上げていると思うが、私は逆に教育委員会の中に置いておくことによって、政治化させない、政治問題化させないといった役割もケースバイケースであるが教育

委員会の場合にはあると思っている。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第29号」および「議案第30号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第29号」および「議案第30号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会6月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、103ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。5月31日に「第36回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」が開催されました。議会関係では、6月8日から10日にかけて一般質問が行われ、15日には予算特別委員会（分科会）が開催されました。総合計画審査特別委員会の開催は21日から23日の3日間の予定でしたが、会議の進行が早まり2日間で終了しました。一般質問では、「部活動指導員及び技術指導者の配置について」や「ICT教育に関する学校設備の拡充について」、「学校の校則の見直しについて」など幅広く質問がなされ、答弁作成件数は計83件でございました。次に、学校教育関係でございます。5月26日に「尼崎市特別支援教育検討会議」を開催しました。また、6月18日には「尼崎市高等学校合同説明会」があましんアルカイクホールで開催されました。次に、社会教育関係でございます。6月20日に「第2回尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議」が開催されました。また、23日には、立花小学校と園田小学校で第1回学校運営協議会を開催しました。最後に、7月の主要行事予定表でございます。7月6日に「令和4年度阪神7市1町教育委員会連合会総会」が伊丹市で開催される予定です。また、15日には、市立尼崎高等学校にて「市尼フェスタ」が開催予定でございます。詳細は定例会終了後の平場にてご説明差し上げます。教育委員会については、7月11日に第2回教育委員協議会の開催を予定しており、7月25日に7月定例会を15時30分より開催予定としております。報告は以上でございます。

企画管理課長 今しがた説明しました7月11日の第2回教育委員協議会につきまして、当初のスケジュールでは13時開始予定となっておりますが、当日は教科書選定に係る事前説明を行った後、あまよう特別支援学校の視察を予定しております。学校に確認しましたところ、生徒のいない15時半以降でお願いしますという回答をいただいております。13時の開始時間について改めてご協議いただけたらと思います。ただ、議会の方の関係で当日に教育長と教育次長が議会に招集されることも想定されますので、そのあたりも含めてご協議いただけたらと思います。

白畑教育長 14時から開始し、15時すぎぐらいに視察に出る予定でよろしいでしょうか。

教育委員 はい。

白畑教育長 それでは14時開始とさせていただきます。

中平委員 ここで1点相談させていただきたい。昨今、巷間をにぎわしている情報流出に関して緊急性のある話かと思うが、部局が違えど同じ尼崎市ということもあっていろいろ見直しや確認が必要かと思っている。今すぐに返事をいただくつもりもないが、どこかのタイミングで委託の形態であったり、実際に今後生じてくるような問題に対する体制みたいなことも一度点検をしていただいてもいいのではないかと思っているが、委員の皆さんはいかがでしょう。

徳山委員 確かにこの件については驚いている。教育委員会が外部業者に重要な情報を預けていることはあるのか。

企画管理課長 この件があってから市長からご発言がございまして、教育長から教育委員会、また教育委員会の中の幹部で情報共有し、教育委員会の中でどのような個人情報や学校情報が外へ出ているのかの把握に努めております。ICTの担当の方と情報伝達をどのように行うのが最適か、学校現場とICT担当間での現状確認と今後の対策について話し合っているところでございます。あと、委員会の中ではそれぞれシステムを持っておりますので、外部への流出等について所管内の調査と対応を考えているところでございます。

白畑教育長 事務局の中では洗い出しを指示したが、学校現場でどうなっているのか周知徹底を図る必要があるので、明日、明後日で臨時校園長会を開く予定です。

正岡委員 今の学校現場では試験の答案の採点や成績処理も全て学校内ですることになるが、そこら辺の徹底については管理職の先生から各々の先生方に念押しみたいな感じで伝えておられるとは思いますが。

高橋教育次長 高校では職員室で成績処理を行うこととしており、小中学校も同様だと思われ。成績処理についてはかなり厳重に行っており、注意喚起も常に行っているところです。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

白畑教育長           以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会6月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 6 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 5 時 13 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 6 月定例会において、以上のおり議事が行われたことを記録します。